

愛玩動物看護師養成所指定規則の概要
(令和3年農林水産省・環境省令第7号)

1. 趣旨

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）の施行に伴い、愛玩動物看護師養成所の指定基準等を定める標記省令を制定するもの。

2. 省令の内容

(1) 趣旨

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第31条第2号の規定に基づく愛玩動物看護師養成所（以下「養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによることとする。

(2) 指定の申請手続

① 養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体の設置する養成所にあつては、ル）に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

イ) 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

ロ) 名称

ハ) 位置

ニ) 設置年月日

ホ) 学則

ヘ) 長の氏名及び履歴

ト) 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

チ) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

リ) 教授用及び実習用の機械器具、模型及び図書の目録

ヌ) 臨床実習を行う実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載したもの）

ル) 申請の日の属する学年度の収支予算並びに当該学年度及び翌学年度の財政計画

② 申請書には、ヌ)の施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならないこととする。

(3) 変更の承認及び届出

① 都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「指定養成所」という。）の設置者は、学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。）若しくは校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図又は臨床実習を行う実習施設を変更しようとするときは、都道府県知事に申請し、その承認を受けなければならないこととする。

② 実習施設の変更に関する申請書には、当該施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならないこととする。

- ③ 指定養成所の設置者は、設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）、名称、位置、学則（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。）に変更があつたときは、1月以内に、都道府県知事に届け出なければならないこととする。

(4) 養成所の指定基準

法第31条第2号の養成所の指定基準は、次のとおりとする。

- イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。
- ロ) 修業年限は、3年以上であること。
- ハ) 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- ニ) 別表に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上は獣医師若しくは愛玩動物看護師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員であること。
- ホ) 専任教員のうち少なくとも1人は、免許を受けた後法第2条第2項に規定する業務を5年以上業として行った愛玩動物看護師であること。
- ヘ) イ) の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下であること。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上の支障のない場合は、この限りでない。
- ト) 適当な広さの実習室を有すること。
- チ) 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。
- リ) 臨床実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- ヌ) リ) の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
- ル) 専任の事務職員を有すること。
- ヲ) 管理及び維持の方法が確実であること。

(5) 報告

指定養成所の設置者は、毎学年開始後2月以内に次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないこととする。

- イ) 当該学年度の学年別学生数
- ロ) 前学年度における教育実施状況の概要
- ハ) 前学年度の卒業者数

(6) 報告の徴収及び指示

- ① 都道府県知事は、指定養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができることとする。
- ② 都道府県知事は、指定養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができることとする。

(7) 指定の取消し

指定養成所が指定基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が(6)②の指示に従わないときは、都道府県知事は、指定養成所の指定を取り消すことができるこ

ととする。

(8) 指定取消しの申請手続

指定養成所について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

- イ) 指定の取消しを受けようとする理由
- ロ) 指定の取消しを受けようとする予定期日
- ハ) 在学中の学生があるときは、その者に対する措置

(9) 国の設置する養成所の特例

国が養成所を設置する場合における必要な読替え等を措置することとする。

(10) その他

① 養成所の指定基準の経過的特例

(4)ホについては、令和11年3月31日までの間は、適用しないこととする。

② 受験資格の特例に係る養成所の指定基準

法附則第2条第1号ハ及びニの養成所の指定基準は、次のとおりとすることとする。

- イ) 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。
- ロ) 修業年限は、2年以上であること。
- ハ) 教育の内容は、附則別表に定めるもの以上であること。
- ニ) 附則別表に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有すること。

③ 準用

法附則第2条第1号ハに規定する養成所及び法附則第2条第1号ニに規定する養成所の指定等について必要な準用を措置することとする。

④ 施行前の準備

養成所並びに法附則第2条第1号ハ及びニの養成所の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができることとする。

別表

| 教育内容 | 時間数 |
|-----------|--------|
| 生命倫理・動物福祉 | 30 時間 |
| 動物形態機能学 | 120 時間 |
| 動物繁殖学 | 30 時間 |
| 動物行動学 | 30 時間 |
| 動物栄養学 | 60 時間 |
| 比較動物学 | 60 時間 |
| 動物看護関連法規 | 15 時間 |

| | |
|---------------|--------|
| 動物愛護・適正飼養関連法規 | 15 時間 |
| 動物看護学概論 | 30 時間 |
| 動物病理学 | 30 時間 |
| 動物薬理学 | 60 時間 |
| 動物感染症学 | 90 時間 |
| 公衆衛生学 | 60 時間 |
| 動物内科看護学 | 90 時間 |
| 動物外科看護学 | 60 時間 |
| 動物臨床看護学総論 | 30 時間 |
| 動物臨床看護学各論 | 120 時間 |
| 動物臨床検査学 | 30 時間 |
| 動物医療コミュニケーション | 30 時間 |
| 愛玩動物学 | 60 時間 |
| 人と動物の関係学 | 30 時間 |
| 適正飼養指導論 | 60 時間 |
| 動物生活環境学 | 30 時間 |
| ペット関連産業概論 | 30 時間 |
| 動物形態機能学実習 | 30 時間 |
| 動物内科看護学実習 | 120 時間 |
| 動物外科看護学実習 | 90 時間 |
| 動物臨床看護学実習 | 60 時間 |
| 動物臨床検査学実習 | 60 時間 |
| 動物愛護・適正飼養実習 | 60 時間 |
| 動物看護総合実習 | 180 時間 |

附則別表

| 教育内容 | 時間数 |
|----------|---------|
| 動物形態機能学 | 1650 時間 |
| 動物繁殖学 | |
| 動物病理学 | |
| 動物薬理学 | |
| 動物感染症学 | |
| 動物看護学概論 | |
| 動物医療関連法規 | |
| 公衆衛生学 | |
| 人間動物関係学 | |
| 動物福祉・倫理 | |
| 動物行動学 | |

| | |
|---------------|--|
| 伴侶動物学 | |
| 産業動物学 | |
| 実験動物学 | |
| 野生動物学 | |
| 動物内科看護学 | |
| 動物外科看護学 | |
| 動物臨床看護学総論 | |
| 動物臨床看護学各論 | |
| 動物臨床栄養学 | |
| 動物臨床検査学 | |
| 動物医療コミュニケーション | |
| 動物形態機能学実習 | |
| 動物内科看護学実習 | |
| 動物外科看護学実習 | |
| 動物臨床看護学実習 | |
| 動物臨床検査学実習 | |
| 動物看護総合実習 | |

3. 施行期日

令和4年5月1日（2. (10)④については公布日施行）